

保連発 0930 第 7 号  
令和 4 年 9 月 30 日

公益社団法人 日本精神病院協会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長  
( 公 印 省 略 )

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」（令和 3 年 3 月 29 日とりまとめ）において、オンライン請求医療機関・薬局（以下「オンライン請求医療機関等」という。）からの返戻再請求及び保険者からの再審査申出に係るオンライン化についてとりまとめられており、そのスケジュールについては、「オンライン請求の促進に向けた対応について（周知依頼）」（令和 3 年 11 月 29 日保連発 1129 第 1 号）においてお示ししていたところです。

今般、これらのオンライン化の時期等について、下記のとおりお示ししましたので、貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」等に沿って、以下のとおり対応することとしていました。
  - ① 紙媒体で返戻されたレセプト（※）に係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする。
    - ※ 当初、令和 3 年 10 月から紙媒体による返戻を廃止することとしており、その場合でも紙媒体に依らざるを得ない返戻レセプトが想定されていた。
  - ② 全ての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとする。なお、紙媒体で請求されたレセプトに係る再審査申出については、引き続き、紙媒体での再審査申出を可能とする。
- 上記について、医療機関・薬局、保険者を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、2023 年 3 月原請求分からオンラインによるものとします。
- 「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」の改正及び詳細については、追って通知いたします。

- 厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるよう、システム事業者に対して必要な対応を完了するよう改めて働きかけるとともに、関係機関と連携して周知の徹底を図るものとします。
- その上で、システム事業者の対応状況を把握した上で、やむを得ない場合の必要な対応について検討を行います。
- なお、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止については、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和6年度中の廃止を目指します。

以上

保連発 0930 第 1 号  
令和 4 年 9 月 30 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 殿  
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長  
（ 公 印 省 略 ）

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」（令和 3 年 3 月 29 日とりまとめ）において、オンライン請求医療機関・薬局（以下「オンライン請求医療機関等」という。）からの返戻再請求及び保険者からの再審査申出に係るオンライン化についてとりまとめられており、そのスケジュールについては、「オンライン請求の促進に向けた対応について（周知依頼）」（令和 3 年 11 月 29 日保連発 1129 第 1 号）においてお示ししていたところです。

今般、これらのオンライン化の時期等について、下記のとおりお示ししますので、関係者への周知をよろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」等に沿って、以下のとおり対応することとしていました。
  - ① 紙媒体で返戻されたレセプト（※）に係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする。
    - ※ 当初、令和 3 年 10 月から紙媒体による返戻を廃止することとしており、その場合でも紙媒体に依らざるを得ない返戻レセプトが想定されていた。
  - ② 全ての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとする。なお、紙媒体で請求されたレセプトに係る再審査申出については、引き続き、紙媒体での再審査申出を可能とする。
- 上記について、医療機関・薬局、保険者を顧客とするシステム事業者の対応状況

等を踏まえ、2023年3月原請求分からオンラインによるものとします。

- 「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」の改正及び詳細については、追って通知いたします。
- 厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるよう、システム事業者に対して必要な対応を完了するよう改めて働きかけるとともに、関係機関と連携して周知の徹底を図るものとします。
- その上で、システム事業者の対応状況を把握した上で、やむを得ない場合の必要な対応について検討を行います。
- なお、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止については、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和6年度中の廃止を目指します。

以上